

平成 21 年 2 月 10 日

平成 19 年度第 2 回内部監査報告書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤達也 殿

監査室長 奥田裕行

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程第 8 条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の平成 19 年度第 2 回内部監査（契約状況等）について、以下のとおり報告する。

記

1. 監査概要

平成 19 年度内部監査計画に従って、PMDA における調達契約について、適正に執行されているか監査した。

監査は、監査室長と監査室員で実施した。

監査実施期間、監査対象等は以下のとおりである。

監査期間：平成 20 年 2 月 4 日（月）～ 20 日（水）

監査対象：次の契約案件（契約額 100 万円未満の案件については任意抽出）
平成 19 年 4 月から同 10 月までに締結された契約案件
平成 19 年 3 月以前に締結され、同 4 月現在においても継続されている契約案件

2. 監査の方法

契約事務担当職員に対し、契約業務についてヒアリングを実施した。ヒアリングの実施にあたっては、「厚生労働省契約関係監査要領」を参考に作成した「PMDA 契約状況監査確認事項」の各項目について確認を行った。

また、個別の調達契約案件につき、契約原議の実査を行い、さらに、平成 19 年 12 月に公表された PMDA の「随意契約見直し計画」について、その進捗状況についても確認を行った。[]

）平成 18 年度において随意契約に付された案件のうち、平成 19 年度中に一般競争契約に移行するとされた案件の契約状況の確認を行った。

3. 監査結果

今回監査は、平成 19 年 4 月～ 10 月までに締結された契約（100 万円以上の契約）59 件を中心に確認を行い、その結果、契約実務の遂行及び契

約案件の内容については、PMDA会計規程及び同細則並びに「契約事務に関する標準業務手順書」に則り、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、平成19年3月以前に契約締結された随意契約案件で、平成19年4月現在においても、契約期間の関係から継続されている契約案件(以下「継続契約案件」)については、契約締結時の「随意契約理由」に検討の余地があるとされたものがあり[]、今後の契約締結にあたっては、競争入札契約への移行が検討されるべきであるところ、当該案件については、すでに、平成19年12月に公表されたPMDA「随意契約見直し計画」(以下「随契見直し計画」)において、計画的に競争入札契約への移行が予定されている。

)後述「4.3)」参照。

「随契見直し計画」において、平成18年度に締結された随意契約案件のうち、平成19年度において競争入札契約に移行するとした契約案件16件のうち、平成19年10月までに10件が移行されている。)

)その後、平成20年3月までに16件全てが随意契約から競争入札契約に移行されている。

平成19年10月までに締結された競争入札契約における応札者と落札者の関係について

1. 相関関係の考察の方法

<対象案件>

平成19年4月～10月までに契約された103件のうち、予定価格が作成された77件(随意契約41件、企画競争契約3件、一般競争契約32件)[]を対象とした。

)予定価格については、PMDA会計規程の規定により、予定価格が100万円を超えない場合などについては、その作成を省略できることとなっている。

<落札率の算出など>

まず、全ての契約案件について、落札率(契約額/予定価格)を算出し、次に、それぞれの契約種別毎の平均落札率を算出した。

2. 落札率について

随意契約(41件): 95.6%

企画競争(4件): 92.7%

競争参加者数の平均は3.5者

一般競争契約(32件): 79.2%

応札者数の平均は2.3者。1者応札件数は11件

3. 結果(考察)

随意契約とその他の契約の比較

一般に、随意契約と競争契約では、競争原理の効果により、競争契約の方が経費の節減効果が現れるが、PMDAにおいても、同様の状況にあると考えられる。

なお、上記落札率の比較では、随意契約と企画競争には、ほとんど差はないと考えられる。ただし、企画競争契約は契約額のみが落札の結果とならないこと、また、今回の考察にあつては母数に差がある（全体的に対象案件数が少なく、特に企画競争案件数は少ない）ことを考慮する必要がある。

一般競争契約（企画競争含む）における応札者数による相関について

一般競争（企画競争含む）契約にかかる競争入札時の応札者数について、1者応札案件と複数応札案件でその落札率を比較した。

結果、1者応札が11件で83.8%、複数応札が21件で76.8%であり、1者応札契約よりも複数応札契約の方が経費の節減効果があると考えられる。

（参考）会計検査院の調査報告における落札率

平成18年度決算検査報告（会計検査院報告）「独立行政法人における情報システムの調達等に関する契約の競争性、経済性の状況並びに業務・システムの最適化に係る取組状況について」によれば、競争契約における1者応札契約と随意契約の相関について、「1者応札契約は、…（中略）…、落札率で見ると随意契約と差がない状況となっていて、競争の実効性が十分確保されているとは言い難い（「平成18年度決算検査報告」975p2行目）とされている。

しかしながら、上記、当機構実績からは、随意契約と1者応札契約では、落札率に8%の差（随意契約：41件/95.6%、1者応札競争契約：11件/83.8%）があり、1者応札競争契約であっても随意契約よりも経費節減効果は現れていると考えられる。

監査結果は以上であるが、いくつかの点については、改善に向けて検討を要する事項が見受けられたので、以下に記載する。なお、これらの事項については、監査中において、改善に向けた検討を要請したものである。

4. 検討事項

1) 一般競争契約における公告等について

一般競争契約に付した案件の一部（派遣業務関係ほか）において、その公告期間が10日以内の案件が見受けられた。最も短い案件で3日であった。

競争入札契約に付す場合であっても、その競争性・透明性の確保が必要となることから、公告期間は極力、長くとるべきであり、少なくとも「契約SOP（契約業務標準手順書）」に規定される「公告日から入札日の間に原則10日以上期間」は確保すべきである。

一般競争契約に付した案件において、その応札条件に「医薬品・医療機器に関する専門知識を有すること」や「行政機関における業務実績があること」などの制約を設けている案件があった。

PMDAにおける役務の提供について、その履行にあたり、「医薬品・医療機器に関する専門知識」や「行政機関における業務実績」が必要となる場合は少なくないと考えられるが、一般管理的業務にかかる役務提供にまでそのような知識が必要であるかどうかは、十分検討されるべきである。当該仕様条件の記載により、入札参加者が限定され、もって公平性の阻害を問われる要因ともなりかねないことに留意する必要がある。

一般競争契約の入札において、入札参加者が1者である契約が32件中11件(34.7% [])あった。

入札参加者については、公告により、入札説明会に参加した後、応札(入札参加)する手順となっていることから、入札説明会には複数社参加したが、応札者が1者となったような契約については、入札公告の「仕様」部分(「入札参加資格」部分)について、入札者を限定するような記述の有無を確認し検討する必要がある。

)平成18年度決算検査報告(会計検査院報告)「独立行政法人及び国立大学法人における情報システムの調達等に関する契約の競争性、経済性の状況並びに業務・システムの最適化に係る取組状況について」におけるシステム調達にかかる競争契約における1者応札の割合は、平成17年度が55.3%(302/546件)、平成18年度が62.7%(302/481件)となっている。

2) 入札・開札・落札方法など

競争契約の落札価格については、その価格が予定価格より著しく低額の場合が発生する。このような場合、国の会計規定では、当該落札(入札)額での契約履行が可能であるのかどうかについて調査する「低入札価格調査」制度があるが、当機構の会計法規にはこれに関する規定はない。

今回の監査において、平成19年度(10月まで)における競争入札案件37件のうち、5件の落札額が、予定価格より60%を下回っており、最低の落札額は予定価格の18%であった。

「低入札価格調査」については、特に工事やこれに類する役務の提供において、その契約履行品質を担保する意味で実施されるものであり、PMDAの役務提供においてこれが必要であるかどうかを吟味し、制度の導入を含め検討すべきである。

平成19年度(10月まで)の競争入札案件において、「総合評価方式」により、契約の相手方を決定した案件は1件である。

「総合入札方式」は、システムの開発や調査業務の委託など、成果物を求める役務提供において、額だけでは契約の相手方を判断することが困難である案件について、相手方の能力、体制、専門性、経済性を総合的に判断して、落札者（契約の相手方）を決定する方式である。

「総合入札方式」のスキームについては、現段階で基準が無く、事案の発生時に全てのスキームを決定する状況にあることから、案件毎に対応手続きを決定することとなり、例えば、落札者の決定方法やその伝達手続（時期や方法）についても、事案毎に決められることとなっている。

「総合評価方式」については、今後、役務提供契約において、その採用が多くなると考えられ、当該方式に付した場合の手順（スキーム）について、一定のルールを定め、これにのっとり入札手続きを進めるべきと考える。

3) 随意契約について

平成19年度（10月まで）に随意契約に付された案件において、契約の相手方の調査が行われていないものがあった。

随意契約限度額を超えて、随意契約に付する場合は、当該契約にかかる事業（業務）が特殊であり、かつ「競争を許さない場合など（会計規程45条1項）」であり、この場合、契約の相手方も特殊な場合が多い。

一般に随意契約に付する場合でも、契約の相手方は、「入札参加資格名簿登録業者」を原則とするべきであるが、当該登録業者ではない場合も見受けられた。

このように契約の相手方の詳細（能力、資力、体制など）が不明な場合は、契約の履行能力についても不明な点があることから、原課の協力を得るなどして、契約の相手方を調査する必要がある。

継続契約案件における随意契約理由について

本監査については、平成19年度（10月まで）の案件を中心に確認を行ったところであるが、前述（監査結果）のとおり、平成18年度以前に契約が締結された継続契約案件についても、確認を行った（確認案件は任意抽出）。

結果、随意契約に付した案件について、その随意契約理由に検討を要するものが見受けられた。

ア) 少額随意契約における「少額」の基準が曖昧なもの

少額随意契約の基準は、「予定価格が160万円を超えない物品の購入、同80万円を超えない物品の借り入れ及び同100万円を超えない役務の提供など」となっている（会計規程45条2項及び実施細則36条1項）。

今回、確認を行った継続案件の中には、この定額の基準の捉え方を、年額とするか月額とするかにつき曖昧な場合が見受けられた〔 〕が、

平成19年度以降の契約においては、月額契約であっても、年総額の予定価格が随意契約基準額を超える場合は、入札に付す処理となっている。

）平成18年度以前の契約では、年度末3月に契約するリース契約を月額（3月の1月分）を随意契約限度額として少額随契に付している事例が見受けられた。同様の別案件は、年度当初4月に契約され、月額×12月の年額を随意契約限度額としていた。

イ）機器の賃貸借契約において、随意契約理由に疑義のあるもの（リース会社からのPMDAへの従前の納入実績を理由に随意契約を締結）。

当PMDAにおいては、業務システム構成機器（端末機、サーバなど）については、同システムの開発業者が製造する機器をリース業者からの賃貸借により、設置している。

今回確認を行った継続案件の中には、これら機器の賃貸借契約について、PMDA会計規程第46条第1項の規定（競争を許さない案件）を適用し、随意契約に付されているものがある。

当該リース業者からの賃貸借契約においては、保守についてはPMDAの負担等になっており、リース業者は当該機器のみを提供するものとなっている。

このような契約においては、選定を行った機器を取り扱う業者であれば、どの業者であっても問題はなく、新規に機器が必要となる増設分の賃貸借については、競争入札も検討すべきである。

仮に、選定した機器について、当該製品を扱うリース業者が1者のみに限られているのであれば、「リース事業にかかる独占」を随意契約の理由とすべきであるが、「競争を許さない案件」として扱う場合においては、その理由を明確にしておく必要がある。